

復職支援審査委員会要綱

(設置)

第1条 心身の故障等により長期間病気休暇を取得し、又は休職の発令を受けている職員（以下「長期病休者」という。）の円滑な職場復帰及び疾患の再発防止を図るため、職場復帰並びに職場復帰のための訓練（以下「職場復帰訓練」という。）の実施の可否及び職場復帰訓練の内容（以下「職場復帰等」という。）について任命権者に報告するため、復職支援審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、任命権者からの長期病休者の職場復帰等についての諮問に対し、審議して報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 医師2名
- (3) 総務部人事課長
- (4) 教育委員会管理部教育総務課長
- (5) 総務部職員課保健室班長
- (6) その他必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等)

第6条 委員会において、審査のため必要があると認めるときは、関係部署に対し必要な資料を提出させ、又は関係者等を委員会に出席させて事情を聴くことができる。

(結果の報告)

第7条 審議が終了したときは、委員長は遅滞なく当該会議の結果を任命権者に報告しなければならない。

(事務局等)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。